

香川県立図書館

児童資料団体貸出

ご利用ください！

「児童資料団体貸出」は、県立図書館にある児童資料を学校や文庫、ボランティアなどの団体で利用できるサービスです。

子どもの読書環境の整備や充実、学習活動の支援などにぜひご活用ください。

利用できる団体とは？

- 保育所・幼稚園・小学校・特別支援学校
- 5名以上の子どもに読書の場を提供している文庫、学童保育などの団体
- 子どもの読書活動を推進する5名以上の大で構成されるボランティア団体など

こんな本があります。

- 調べ学習に活用できる多様な分野の児童書
- 読み聞かせや行事に活用できる絵本や紙芝居
- 大人数への読み聞かせに活用できる大型絵本やパネルシアター

登録のための手続きなど、詳しくは裏面をごらんください。

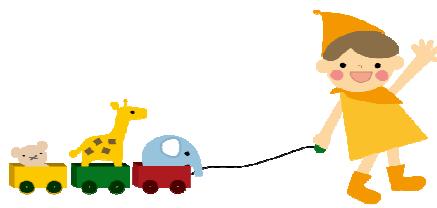


お問い合わせ先

香川県立図書館 資料課 児童資料担当

TEL：087（868）0567

利用できる団体の種類と、 登録方法は次のとおりです。



保育所・幼稚園・小学校・特別支援学校

○ 1校（園・所）1団体として登録ができます。

○申請時に必要なもの

- ・申請書

○ 1団体につき100冊まで、1ヶ月間貸し出しできます。



子どもに読書の場を提供している団体

○利用する子どもが5名以上の団体が登録・利用できます。

○申請時に必要なもの

- ・申請書

- ・団体の規約や活動の状況がわかる資料

○ 1団体につき100冊まで、1ヶ月間貸し出しできます。



子どもの読書活動を推進する大人で構成される団体

○構成員が5名以上の団体が登録・利用できます。

○申請時に必要なもの

- ・申請書

- ・構成員名簿

- ・団体の規約や活動の状況がわかる資料

○ 1団体につき30冊まで、1ヶ月間貸し出しできます。

申請方法について

申請される前に必ず県立図書館にお問い合わせください。

申請時に必要なものを用意し、県立図書館のカウンターにお持ちいただきか
郵送で送付してください。（様式は県立図書館HPからダウンロードできます。）

申請後、約1週間ほどで「児童資料団体貸出承認書」と資料貸出カードをお渡し
します。

ご注意いただきたいこと

県立図書館に所蔵している児童資料が貸し出しの対象です。

（一般図書やAV資料は利用できません。）

貸し出し、返却のための本の運搬は、団体にて行ってください。

県内の他の図書館への返却等はできません。

登録した団体は、年に1回「活動状況報告書」を提出していただきます。

